



記者発表資料	
平成29年12月1日	
担当課 (担当者)	危機管理課(森山 武) 道路課(岡 和弘) 協働推進課(福島勝平)
電話	20-3126(内線 2109) 20-3260(内線 2780) 20-3180(内線 2340)

積雪に対するマニュアルを策定し、 迅速で的確な除雪体制を構築します！

平成29年1月から2月にかけて本市を襲った大雪は、道路交通網の大規模障害、公共交通機関の運休、停電など、市民生活に大きな影響をもたらしました。

これらを踏まえ、本市では、被害を最小限に抑えるための手段を施策に反映していくため、市の組織体制、国県等の関係機関との連携、市民と行政との役割等を明確にした「鳥取市積雪対応指針」を策定しました。今後は、本指針に基づき、市民、事業者、行政が一体となって、迅速で的確な積雪への対応を行っていきます。

記

1. 「鳥取市積雪対応指針」の策定

(1) 目的

積雪に備えて、組織体制、除雪・交通障害・情報活動対策など、総合的かつ実効性の高い体制を明確にした対応指針を定めることにより、災害を未然に防止するとともに、積雪時における市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化を図ります。

(2) 指針の主なポイント

① 早い段階での雪に対する体制の確保

雪特有の災害（雪害）に柔軟に対応するため、「雪害対策本部」の体制を新たに設けることとしました。

② 積雪、除雪等に関する適切な情報伝達

公式ウェブサイト、FM鳥取、鳥取テレトピア、あんしんトリピーメール、緊急速報メール等により、積雪、除雪等の情報を市民に的確に伝えます。

③ 除雪作業出動基準等の見直し

出動基準を従前の積雪深 15 cmから「5～10 cm」程度見込まれる場合へ引き下げること、素早く除雪に対応できる体制としました。

④ 市民生活に関係する各種団体等との連携

関係団体との連絡会議を開催し、大雪等における市民生活の安全・安心の確保に向けた検証等を行います。

⑤ 町内会等での除雪活動への支援（制度の恒常化）

本市独自の地域コミュニティ除雪活動支援事業の展開により、町内会等の自主的な除雪活動に係る経費への助成を行います。

(3) 施行日

平成29年12月1日（金）

(4) 今後について

本指針は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき策定した「鳥取市地域防災計画」の雪害対策を補完するものとして定めたものであり、今後も実態に即して見直しを行います。

2. 「道路除雪計画」の見直し

(1) 除雪作業基準の見直し

除雪作業出動基準を昨年度までは積雪深が15cm見込まれる場合としていましたが、今年度より5～10cm程度見込まれる場合と幅をもたせることで、素早く除雪に対応できる体制とします。

早期に待機を行うことで、除雪準備の徹底を図ります。

(2) 除雪路線等の見直し

① 除雪路線の追加

保育園、小中学校の給食搬入路などを考慮の上、除雪路線の追加を行います。

（例…浜坂保育園、富桑保育園、鳥取南中学校給食車搬入路線等）

		H28年度	H29年度	増
除雪路線		1, 253路線	1, 271路線	18路線
除雪延長	車道	約61.4km	約61.8km	4km
	歩道	約13.2km	約14.3km	1.1km

② 重点除雪路線の設定

除雪路線それぞれの役割を検証し、重点除雪路線Ⅰ・Ⅱ、その他路線に分類します。

【重点除雪路線Ⅰ】

- ・ 国道、県道で市が除雪を行う道路
- ・ 主要な幹線ならびに重要な防災拠点へアクセスする市道
- ・ 補完的な幹線ならびに主要な施設へアクセスする市道、孤立集落へアクセスする市道

【重点除雪路線Ⅱ】

- ・ 各地区の出入り口へアクセスする市道、小中高特別支援学校にアクセスする市道

【その他路線】

- ・ 上記の路線以外の除雪路線

※ 豪雪時には、(1番目)重点除雪路線Ⅰ、(2番目)重点除雪路線Ⅱ、(3番目)その他路線の順番で除雪を行います。

1つのエリア(中学校区)に配置された業者(3～5業者)は、豪雪時には重点除雪路線Ⅰ・Ⅱの集中除雪や機械故障などのトラブル時の救援に対応できる体制とします。

(3) 除雪作業中及び除雪作業完了後の残雪深の目標の設定

① 除雪作業中の車道残雪深の目標

除雪作業中の車道残雪深の目標を設定することで、連続した降雪時にも対応します。

項目	重点除雪路線	その他路線
維持残雪深 (通常時)	残雪深 5 cm以下を維持する。	残雪深 5 cmから 10 cm以下を維持する。
維持残雪深 (豪雪時)	残雪深 10 cm以下を維持する。	残雪深 10 cmから 15 cm以下の維持を目標とするが、重点除雪区間の集中除雪等が必要な場合はこの限りではない。

② 除雪作業の完了後の車道残雪深の目標

除雪作業完了後の車道残雪深の目標を設定することで、スムーズな通行の確保に努めます。

項目	重点除雪路線	その他路線
除雪後の 残雪深 (通常時・豪雪時)	5 cm以下とする。	5～10 cm以下とする。

(4) 除雪体制の強化

① 除雪業者及び除雪車の増強

		H28年度	H29年度	増
除雪業者数	車道	89社	95社	6社
	歩道	10社	11社	1社
除雪車数	車道	158台	185台	27台
	歩道	8台	9台	1台

② 除雪機械 GPS 管理システムの整備

全除雪機械にGPS端末を搭載し、各路線の除雪進捗状況を把握する。除雪状況の問合せや除雪機械のトラブル時などに適切な対応や指示ができます。

【参考：小型除雪機の増強等による除雪の強化】

① 小型除雪機貸付による生活道路等の除雪の増強

現在333台の小型除雪機を貸付しているが、今年度より3年かけ年次的に増強します。
今年度54台、3か年で128台を予定)

② 小型除雪機運転講習

小型除雪機の運転講習会を3日間(12月11, 12, 13日)開催することにより、小型除雪機を運転できる人を増やします。

③ 小型除雪機の点検

貸付けしている小型除雪機の延命化を図るため、今年度より3年に1度、市が定期点検を行います。(今年度119台)

3. 地域コミュニティ除雪活動支援事業の実施

(1) 目的

昨年度臨時的に実施した町内会等の自主的な除雪活動に係る経費への助成を恒常的な制度とし、地域コミュニティ活動の下支えを行うことにより、市民の皆様との協働による除雪を一層推進します。

(2) 制度内容

発動条件	鳥取市（北部または南部）に大雪注意報が発表されたとき ※過去の臨時支援は大雪警報レベルの積雪だったが、初動を早めること、市民にわかりやすいことを主眼に、発動条件を大雪注意報に引き下げ
補助対象者	鳥取市自治連合会に加盟する各町内会
補助対象経費	町内会等が自主的に行う除雪活動に係る経費（燃料費、除雪用具費、除雪委託料など） ※注意報発表以降に支出された経費を対象
補助率等	補助率4分の3、補助限度額5万円 ※年度分をまとめて期限（3月予定）までに申請

(3) 周知方法

12月議会にて議決を受けた後、鳥取市自治連合会に加盟するすべての町内会に、制度の案内と申請書を配付します。

(4) その他

今後もニーズを見極め、必要に応じて制度の充実を図る予定です。

【参考：過去の支援】

平成28年度臨時支援事業（補助率 3/4、補助限度額5万円）

申請件数：430町内会（全833町内会）

交付額：12,440千円

平成22年度臨時支援事業（補助率 3/4、補助限度額3万円）

申請件数：239町内会（全835町内会）

交付額：5,322千円